

4. 家庭

- 男性の家事、育児・介護等の時間は女性と比べ非常に短く、平成 18 年から 28 年にかけて、ほとんど増加してしませんでしたが、令和 3 年は家事時間が増加しました。女性については家事時間が減少傾向にありました。令和 3 年は増加しています。
- 共働き世帯においても家事等の時間は妻の方が長く、女性に家事、育児負担が大きく偏っています。一方、男性は女性よりも仕事や通勤時間が長くなっています。男性の家事等への参画を難しくしていることが読み取れます。

表 1 週全体の 1 日あたりの家事時間に関する男女比較（滋賀県）

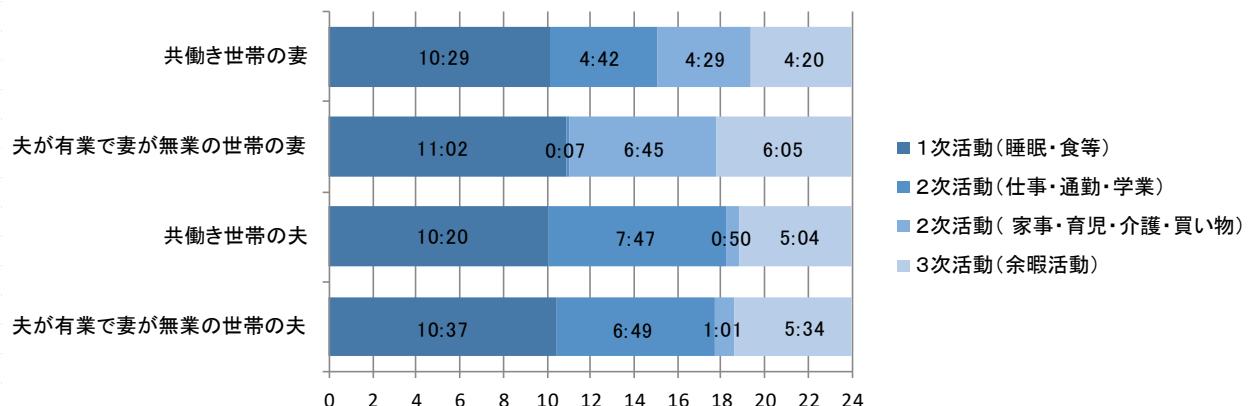
資料：「社会生活基本調査」（総務省） (単位 時間：分)

	男性				女性				女性（有業）				女性（無業）			
	家事	介護・看護	育児	計	家事	介護・看護	育児	計	家事	介護・看護	育児	計	家事	介護・看護	育児	計
S56	0:10	--	--	0:10	3:45	--	--	3:45	2:59	--	--	2:59	4:38	--	--	4:38
S61	0:10	--	0:02	0:13	3:14	--	0:29	3:44	2:47	--	0:12	2:59	3:40	--	0:47	4:28
H 3	0:12	0:00	0:01	0:14	2:56	0:06	0:22	3:26	2:42	0:06	0:12	3:00	3:18	0:07	0:37	4:02
H 8	0:12	0:02	0:03	0:17	2:59	0:06	0:20	3:25	2:39	0:05	0:12	2:56	3:26	0:07	0:30	4:03
H13	0:15	0:02	0:04	0:21	2:43	0:07	0:25	3:15	2:15	0:04	0:13	3:16	3:16	0:10	0:38	4:04
H18	0:15	0:01	0:05	0:21	2:44	0:06	0:26	3:16	2:28	0:05	0:21	2:54	3:25	0:09	0:35	4:09
H23	0:19	0:03	0:05	0:27	2:34	0:05	0:23	3:02	2:19	0:04	0:16	2:39	3:13	0:08	0:36	3:57
H28	0:13	0:01	0:07	0:21	2:31	0:06	0:26	3:03	2:06	0:04	0:21	2:31	3:00	0:08	0:30	3:38
R3	0:24	0:02	0:07	0:33	2:49	0:04	0:25	3:18	2:29	0:03	0:25	2:57	3:14	0:06	0:24	3:44

※S56 年の家事時間は育児時間含む

図 16 夫婦の生活時間（1 日に占める時間数：週全体）（滋賀県）

資料：「令和 3 年 社会生活基本調査」（総務省）



5. 労働

- 本県における雇用者数の推移をみると、男女とも昭和40年以降増加してきましたが、男性雇用者数はピーク時の平成12年に比べると減少しています。雇用者に占める女性の比率は、昭和50年以降は漸次上昇傾向がみられます。
- また、所定内給与額の推移をみると、男性の給与を100とすると女性は75.1と男女間の格差があります。近年横ばいの傾向にありますが、男性は8千5百円、女性は9千円増加しました。
- 勤続年数は近年横ばいの傾向にありますが、女性は前年より0.4年短く、男性は前年と同じとなっています。

図17 雇用者数の推移（滋賀県・全国）

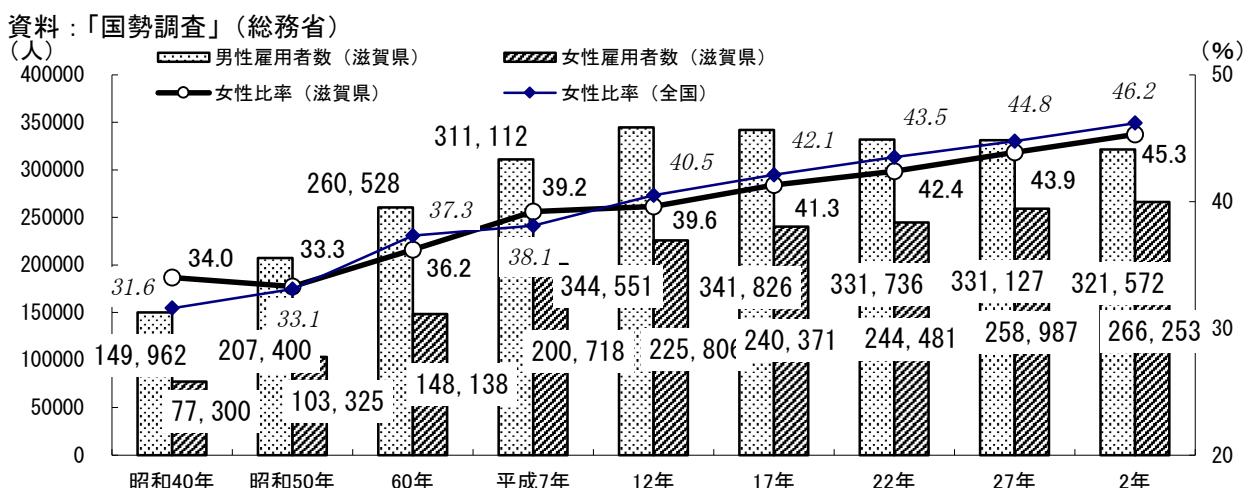
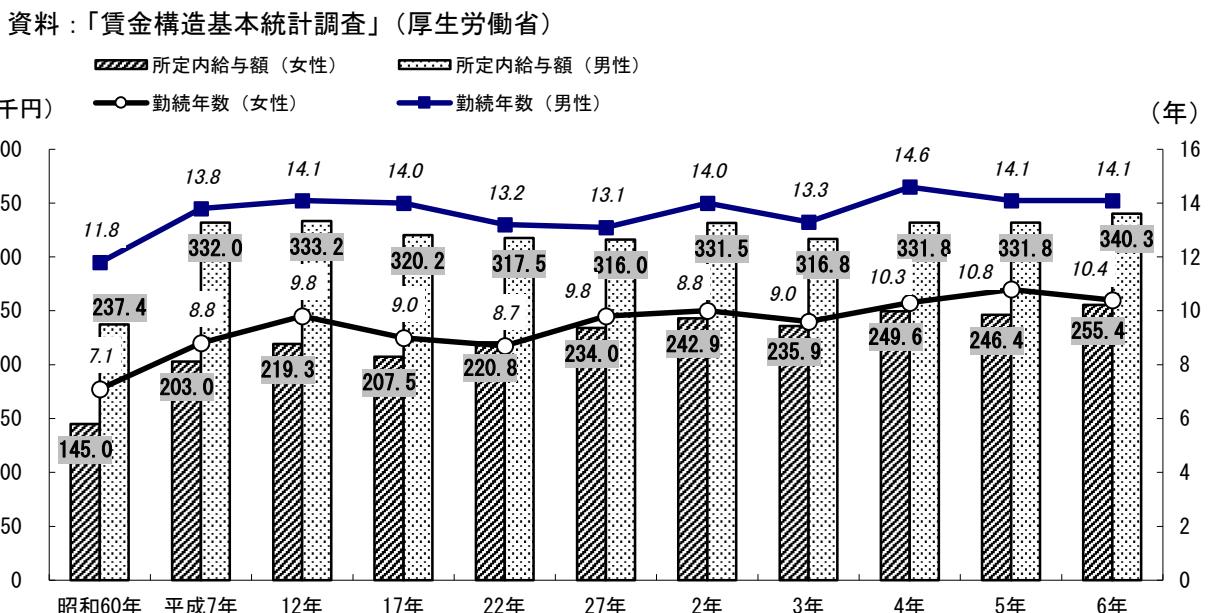


図18 所定内給与・勤続年数の推移（滋賀県）



- 年齢階級別・男女別の有業率をみると、男性の有業率は、25歳以上59歳以下の年齢階級で90%を超えてます。
- 一方、女性の有業率は、24歳以下を除いて男性よりも低く、特に結婚、出産、子育て期に低下しM字型となります。潜在的有業率を見るとM字のくぼみは非常に小さくなっています。就業希望はあるが実現できていないという状況が読み取れます。
- また、女性の労働力率を時系列でみると、徐々にM字カーブの谷が浅くなっています。

図19 年齢階級別・男女別有業率（滋賀県）

資料：「就業構造基本調査（令和4年）」（総務省）

（備考）潜在的有業率は、有業者に就業希望者を足したもの年齢別人口で割り、100をかけた値

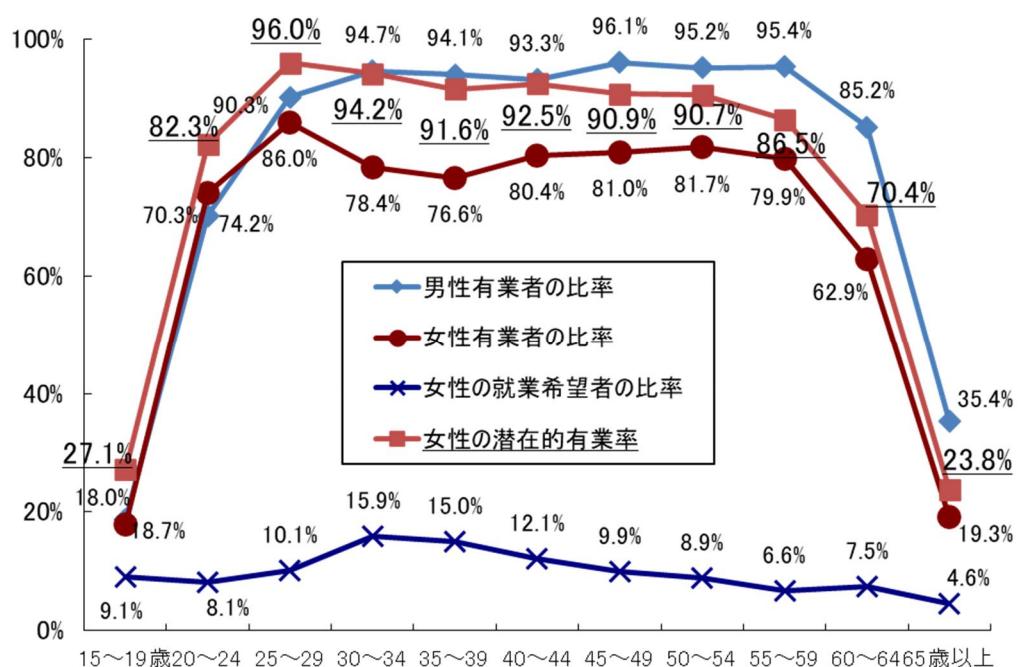
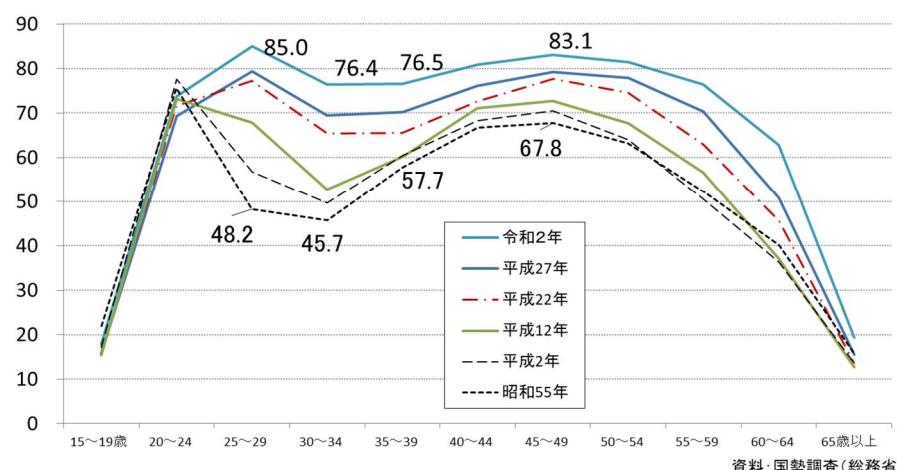


図20 年齢階級別女性労働力率の推移（滋賀県）

資料：「国勢調査」（総務省）

(%)



資料：国勢調査（総務省）

- 本県の事業所における育児休業制度の導入率は、令和5年より0.7ポイント減少し、令和6年は90.6%になっています。
- 介護休業制度の導入率については、令和5年より1.1ポイント減少し、令和6年は83.4%となっています。
- 本県の事業所における令和6年の育児休業取得率は、女性では前年より1.4ポイント増加し99.0%となり、男性では前年より17.2ポイント増加し52.0%となっています。

図21 育児、介護休業制度の定めがある事業所の割合の推移（滋賀県）

資料：「労働条件実態調査」（県労働雇用政策課）

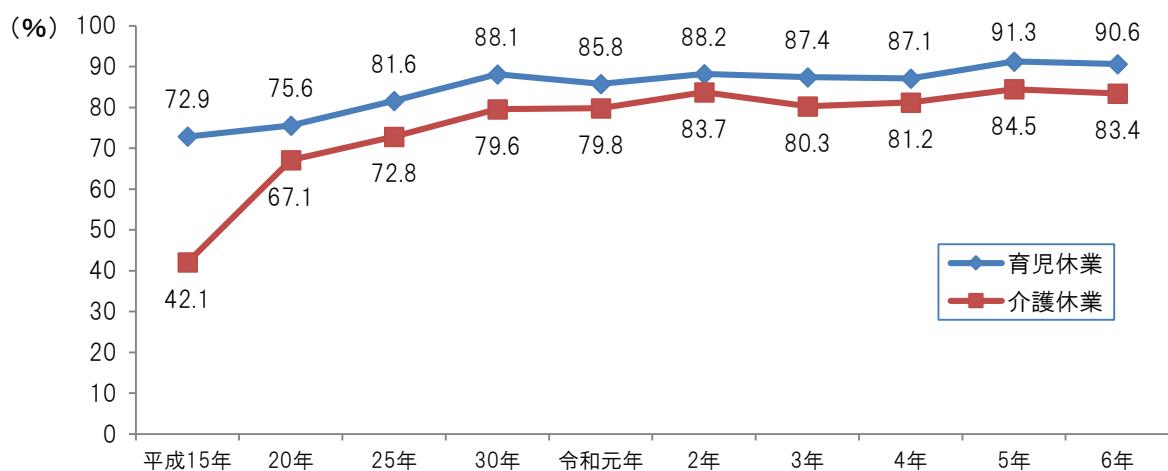
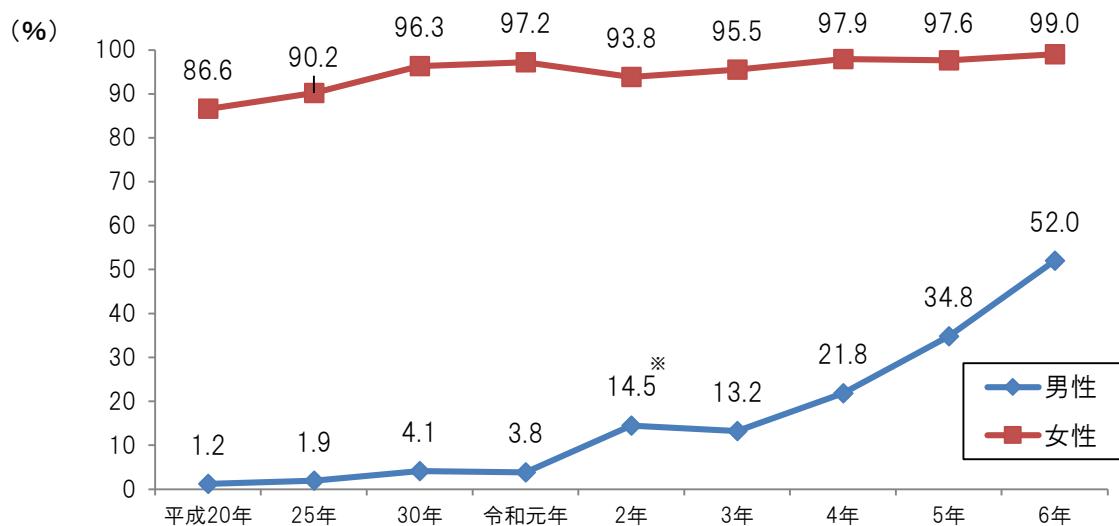


図22 育児休業取得率の推移（滋賀県）

資料：「労働条件実態調査」（県労働雇用政策課）

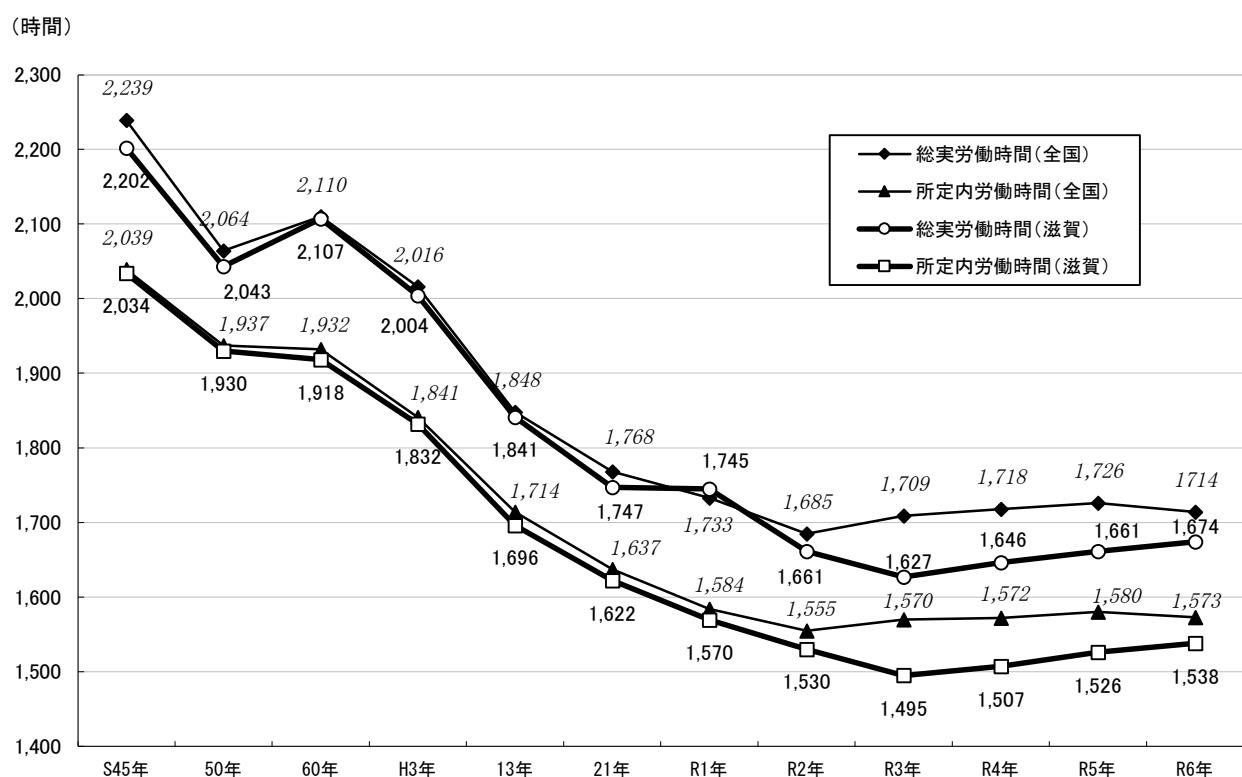


※R2年 突出した値を除いた参考値：6.7%（調査結果に大きな影響のある回答があったため、当該データを除いたデータを参考値として算出している。）

- 本県の一人平均の総実労働時間の推移をみると、昭和の間は 2,000 時間を超える労働時間で推移していましたが、その後減少傾向が続き、令和1年からは 1,700 時間未満で推移し、令和6年は 1,674 時間となりました。
- 一方、年間所定内労働時間は、昭和 40 年代は 2,000 時間台、昭和 50 年以降は 1,900 時間台、その後減少傾向が続き、平成 16 年以降は 1,600 時間代で推移していましたが、令和元年に 1,500 時間台となり、令和6年は 1,538 時間となりました。

図 23 一人平均総実労働時間の推移（滋賀県、全国）

資料：「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）



(注) 历年

調査産業計、

事業所規模 30 人以上が対象

年間平均月間総実労働時間を 12 倍したもの

6. 相談

- 令和6年度における男女共同参画センターへの相談実績は、「心の健康問題」が1,402件で最も多く、次いで「夫婦関係」が545件で、「地域・職場等の人間関係」が365件、「家族関係」が309件と続いています。
- 全体の相談件数は、昨年度より減少し3,421件となりました。
- うちDVがかかる相談件数は増加傾向にあり、899件となっています。

表2 男女共同参画センター相談実績の推移（滋賀県）

資料：県立男女共同参画センター資料

*（ ）内は男性からの相談件数で、内数

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
自立・生き方の問題	122(94)	42(24)	26(5)	55(11)	60(14)	53(20)
夫婦関係	466(71)	465(99)	556(118)	470(83)	558(91)	545(117)
家族関係	177(29)	183(33)	247(30)	317(63)	366(42)	309(32)
地域・職場等の人間関係	308(33)	365(44)	364(58)	355(75)	465(85)	365(70)
異性・性の問題	56(22)	70(55)	106(79)	130(62)	93(37)	56(21)
心の健康問題	1,244(166)	1,019(187)	1,019(228)	1,767(337)	1,486(280)	1,402(341)
セクハラ・性暴力	23(1)	3(2)	4(1)	3(2)	5(4)	5(1)
その他	520 (46)	637 (98)	578 (68)	1,227 (117)	1,225 (147)	686 (117)
全体	2,916 (462)	2,784 (542)	2,900 (587)	4,324 (750)	4,258 (700)	3,421 (719)
うちDVが関わる相談	550(48)	735(71)	724(49)	745(73)	824(28)	899(83)

■県子ども家庭相談センター(中央・彦根)女性相談の令和5年度の実績をみると、人間関係では「夫等の暴力」が697件で多く、全体の相談件数は令和4年度より122件増加し、5,278件となりました。

表3 県子ども家庭相談センター(中央・彦根)女性相談の実績の推移(滋賀県)

資料:「業務概要」(県子ども家庭相談センター(中央、彦根))

主訴 年度	人間関係																	
	夫等の暴力				子ども				親族				交際相手				その他	
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	養育不能力	子どもの暴力	その他の暴力	親の暴力	そ親の暴力	その他の暴力	交か際の相手	同か性の交の相手	その他の暴力	その他の者の暴力	男女問題	男家庭不和	ストーカー被害	その他の
R 1	927	3	270	121	57	6	1,002	83	34	101	47	12	6	27	13	75	20	405
R 2	672	6	237	88	35	6	1,094	77	16	96	33	0	11	3	12	102	10	183
R 3	905	4	226	108	57	21	1,201	108	19	109	47	0	18	5	17	106	6	196
R 4	770	2	221	117	16	1	1,066	123	18	118	39	0	15	15	15	105	9	210
R 5	697	7	357	72	4	44	1,196	115	22	91	109	1	6	34	2	64	4	207

主訴 年度	経済関係				医療関係				その他								合計
	生活困窮	借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他	住居問題	帰住先	不純異性交遊	売春	ヒモ・暴力団関係	5条	人身取引		
	金	職	他	気	題	産	他	題	問	な	交遊	要	団	違	反		
R 1	45	38	36	56	215	742	118	235	1,186	154	0	0	0	0	0	6,034	
R 2	51	5	94	92	89	1,043	5	158	851	135	0	0	0	0	0	5,204	
R 3	37	16	41	110	40	793	2	246	1,249	57	0	0	0	0	0	5,744	
R 4	32	44	64	112	92	769	12	277	838	56	0	0	0	0	0	5,156	
R 5	46	27	76	75	42	788	30	221	861	80	0	0	0	0	0	5,278	

- 本県では、平成14年度から県子ども家庭相談センター(中央・彦根)および男女共同参画センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を付加しました。
- 本県の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和6年度は1,390件と前年より53件増加しました。

表4 DV相談件数(滋賀県、全国)

資料:内閣府

	滋賀県		全 国		
	件 数	伸び率	件 数	伸び率	(参考) 内閣府 DV相談+件数
平成19年度	594	△52.3%	62,078	6.1%	—
平成20年度	664	11.8%	68,196	9.9%	—
平成21年度	715	7.7%	72,792	6.7%	—
平成22年度	875	22.4%	77,334	6.2%	—
平成23年度	831	△5.0%	82,099	6.2%	—
平成24年度	948	15.1%	89,490	9.0%	—
平成25年度	897	△5.4%	99,961	11.7%	—
平成26年度	802	△10.6%	102,963	3.0%	—
平成27年度	836	4.2%	111,172	7.9%	—
平成28年度	800	△4.3%	106,367	△4.3%	—
平成29年度	868	8.5%	106,110	△0.2%	—
平成30年度	850	△2.1%	114,481	7.9%	—
令和元年度	929	9.3%	119,276	4.1%	—
令和2年度	1,085	16.8%	129,491	8.6%	52,697
令和3年度	1,072	△1.2%	122,478	△5.4%	54,489
令和4年度	1,094	2.1%	122,211	△0.2%	47,971
令和5年度	1,337	22.2%	126,743	3.7%	44,972
令和6年度	1,390	4.0%	—	—	—

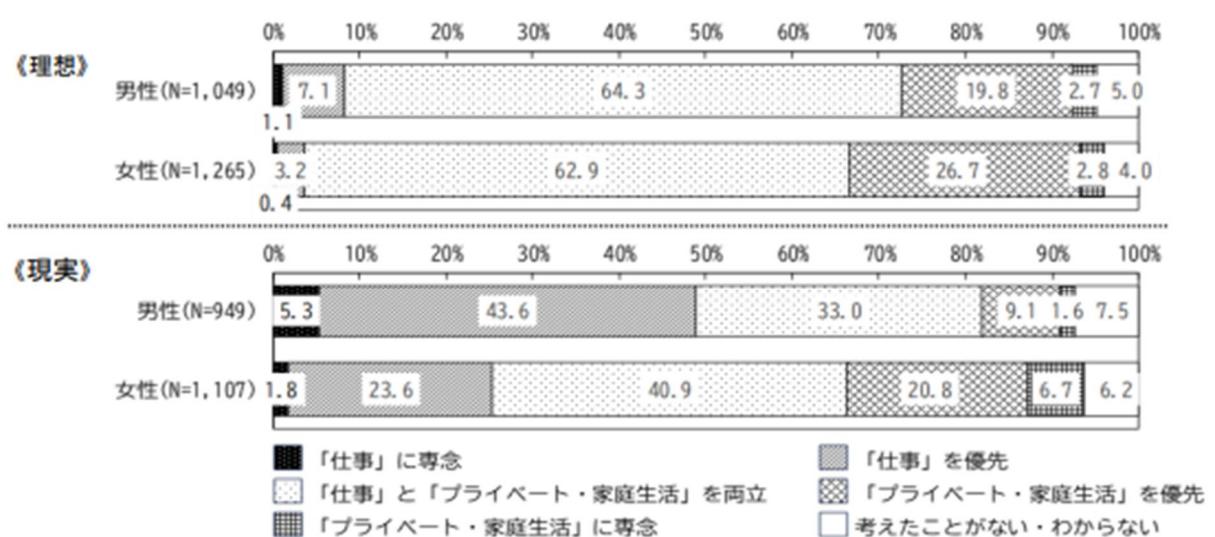
7. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

（1）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識

- 理想は、男性、女性ともに「「仕事」と「プライベート・家庭生活」を両立」が最も多くなっています。
- 現実は、男性では、「「仕事」を優先」が最も多く、女性では、「「仕事」と「プライベート・家庭生活」を両立」が最も多くなっています。

図 24 仕事と生活の調和に関する理想と現実（滋賀県）

資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和6年）」（県女性活躍推進課）



(2) 男性の労働時間と家庭や地域への参画

- 1週間に60時間以上働く人の割合は減少傾向にあります。男女別にみると男性が女性よりも高く、年間200日以上働く20歳代後半から40歳代前半の男性の約10%が、1日に換算して12時間以上働いていることになります。
- 男性が育児・家事等に積極的に参加するために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も多く、次いで「男性も育児や介護の休業を取得しやすい環境にすること」が多くなっています。

図25 週60時間以上就業している人の男女別割合（滋賀県）

（年間就業日数200日以上の就業者） 資料：「令和4年 就業構造基本調査」（総務省）

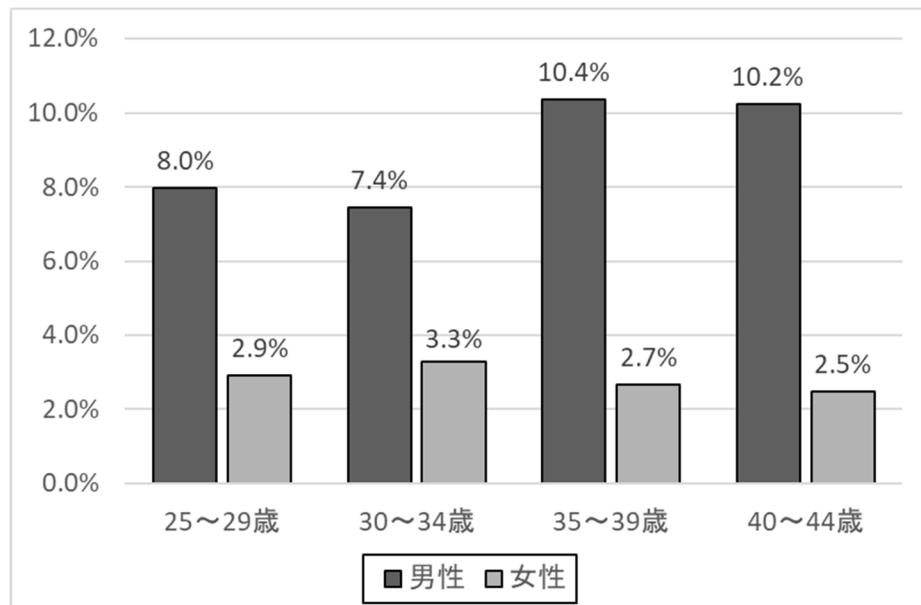
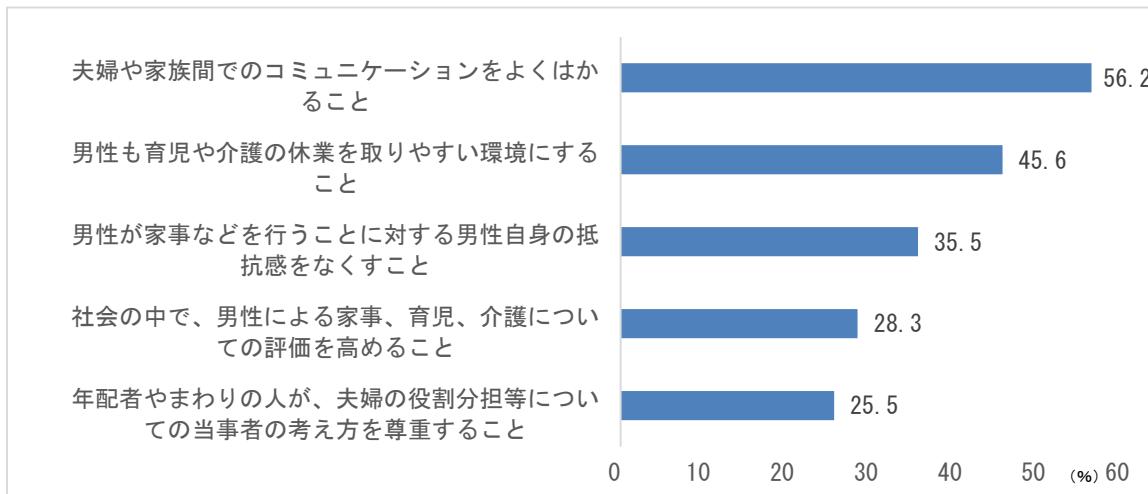


図26 男性が育児・家事等に積極的に参加するために必要なこと（上位5項目・滋賀県）

資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和6年）」（県女性活躍推進課）



(3) 女性の働き方

- 家事・育児を担いながら、男女が共に長時間労働を前提とした働き方で就業を継続することは困難を伴い、性別役割分担意識とも相まって、女性の労働力率は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。
- 時系列でみると、徐々にM字カーブの谷は浅くなっています。
- また、女性の正規雇用率が25～29歳を頂点に右肩下がりに下降するL字カーブがみられます。

図27 女性の労働力率（滋賀県：有配偶者・未婚者別）

資料：「令和2年 国勢調査」（総務省）

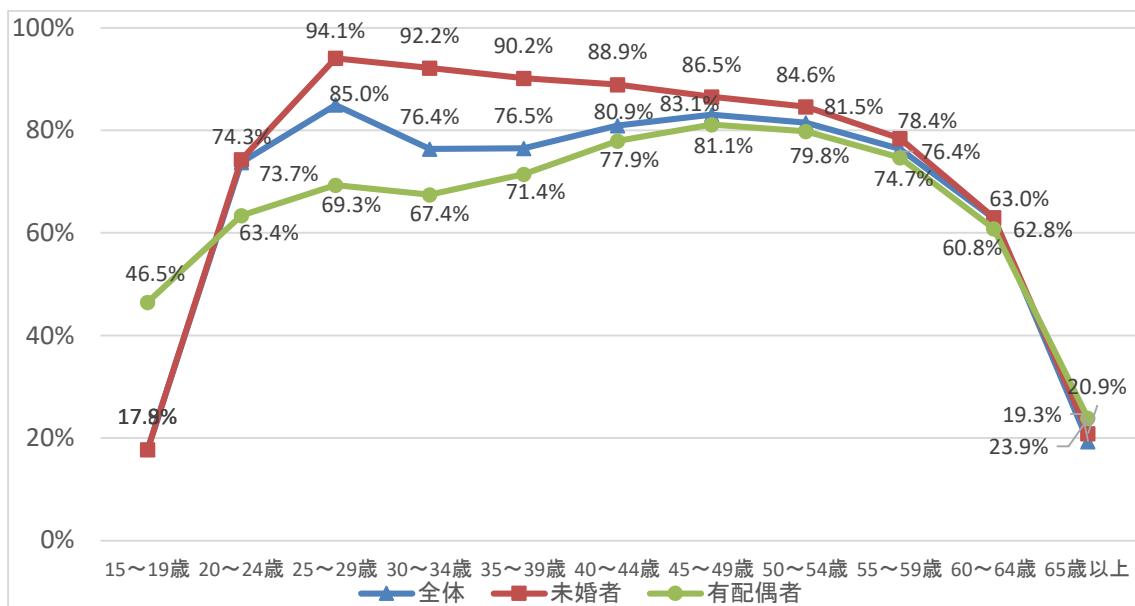
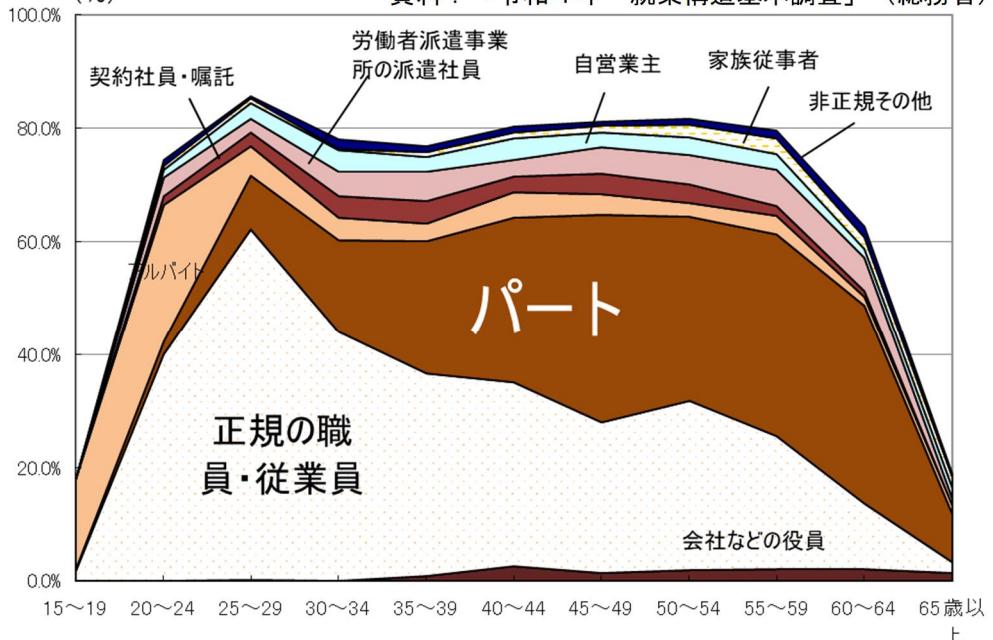


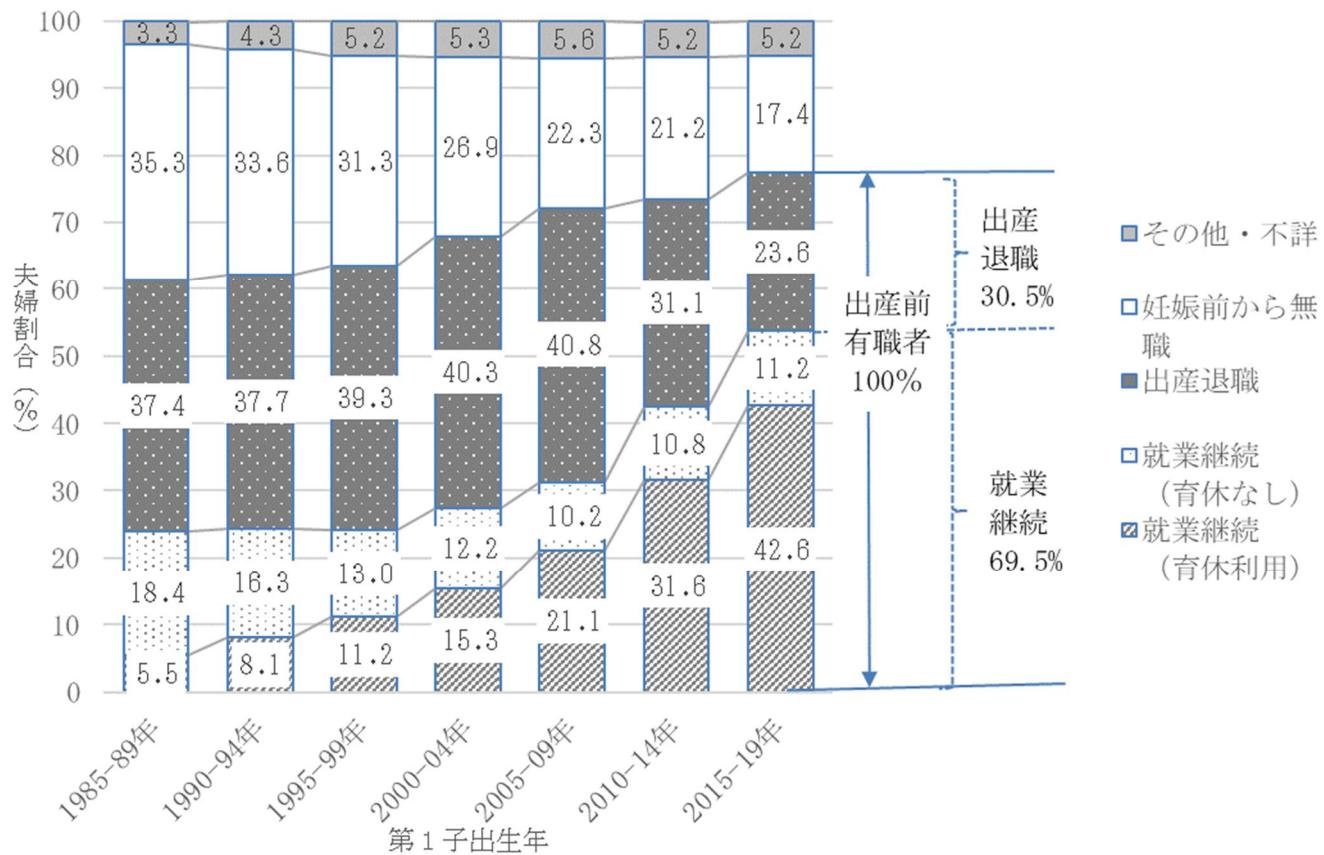
図28 女性有業者の年齢階級別従業上の地位、雇用形態（滋賀県）

資料：「令和4年 就業構造基本調査」（総務省）



■全国の状況をみると、育児休業制度の利用は年々増え、出産前に仕事をしていた女性の約7割が就業を継続しています。

図29 子どもの出生年齢別、第1子出産前後の妻の就業経歴（全国）



資料：「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」国立社会保障・人口問題研究所